

『古事記』の表記と解釈

管 浩然

和銅五年（七一二年）に完成した『古事記』は、漢字のみで書かれた書物である。『古事記』の文体について、かつて「変体漢文」として認識されてきたが、最近では、毛利正守氏による「倭文体」という呼称が、多くの研究者に支持されてきている。

『古事記』を読み解こうとするときに、まず、本文に書かれている一つ一つの漢字は、漢籍資料において、如何なる意味を有し、如何に使用されているかを調べる必要がある。一方、漢字が日本に伝わってきたときに、その意味と用法は、必ずしも漢籍における意味と用法とは完全に一致するとは言えない。つまり、『古事記』の筆録者は、中国とは異なった漢字の使い方、日本語を書き記しているのである。

そこで、『古事記』というテキストの中において、その漢字は如何に使用されているかを調べることは言うまでもないが、『古事記』と同時代に編纂された文献資料においても、たとえば『日本書紀』『播磨国風土記』『出雲国風土記』『常陸国風土記』『万葉集』など、そう

いった書物においての漢字の使い方をも確認する必要がある。

このように、漢字の意味と用法を検証していき、その結果が従来の学説と違えば、本文の解釈もまた異なってくる可能性が高い。本論文は、主にこのような研究方法に基づき、漢籍の用法を確認しながら、『古事記』の表記と解釈について、以下の六つの課題を通して論じた。

序章「本論文の目的と方法」では、『古事記』に関する基礎的情報を整理し、本論文の目的及び章立てについて述べた。『古事記』は和銅五年（七一二年）に成立した書物であるが、現存する最も古い写本は、成立から数えて六六〇年後の応安五年（一三三二年）の真福寺本である。そして、『古事記』を本格的に研究しようとしたのは、江戸時代の国学者本居宣長である。宣長の学説は、二百二十年の間を経て、今でも相当な影響力を持ち、越え難い存在である。一方、『古事記』の文体について、長い間「変体漢文」として位置づけられてきたが、しかし、「変体漢文」という概念を提唱した橋本進吉は、『古事記』は「変体漢文」ではなく「和文」であると論じている。にも拘わらず、後世の研究者たちは橋本進吉の学説を誤解し、『古事記』を「変体漢文」として認識している。これに対し、毛利正守氏は『古事記』は「倭文体」で書かれたものであると提唱した。本論文でも、毛利氏の「倭文体」という概念を妥当なものであると考え

る。

第一章『古事記』の序文』では、『古事記』の序文について考察を行った。『古事記』本文は、いわゆる倭文体で書かれたものとされているが、序文だけは、中国唐代の「進五経正義表」及び「進律疏議表」を参考に、純粋な漢文で書かれたものであり、完成度の高い美文である。従来、序文の真偽をめぐっての議論はあったが、太安万侶の墓誌の出土により、偽作説を支持する研究者はほとんどいなくなつた。序文と本文との間では、多少の齟齬があることを認めつつも、序文を偽作と看做す決定的な証拠がなく、そのまま信用してよいと考えられる。また、序文では、『古事記』の成立の経緯を記す一方、筆録者は如何に稗田阿礼の誦習したものを、漢字で書き留めたかという編纂作業の困難さを語り、表記上の工夫と方針についても述べている。序文は、『古事記』本文の表記法を知るための重要な文章であることを確認した。

第二章『古事記』の「立奉」では、「立奉」という表記について論じた。『古事記』に「立奉」という表記は、Aヤマトノヲロチ退治の話の「然坐者、恐。立奉」と、Bコトシロヌシの国譲りの話の「此国者、立奉天神之御子」と、Cニニギの結婚の話の「我之女ニ並立奉由者」の三例がある。宣長以降、「立奉」をタテマツルと訓むのが

一般的であったが、しかし、「立奉」という文字列は、タテマツルの意として用いられる例はほかに見ない。また、『古事記』『日本書紀』において、タテマツルは一般的に「奉」の一文字で表記されている。そこで、「立」の字の意味を調べる必要がある。延佳本では、AとBの「立奉」の「立」の字をタチドコロニと訓み、それに従う。「立」の字はすぐさま、たちまちの意を表す副詞として用いられる例は、漢文にも確認できる。したがって、AとBの「立奉」はタチドコロニタテマツルと訓み、Aは、すぐさま（娘を）差し上げる、Bは、すぐさま（国を）差し上げる、という解釈に至つた。一方、Cの場合も延佳本に従い、「立奉」ではなく「並立」を一括りとして看做し、ナラベタテテ（タテマツル）と訓み、二人の娘を同時に差し上げるといふ結論に至つた。

第三章「ヤチホコ歌物語の「甚為嫉妬」、及び第四章「仲哀記の「謂為詐神」では、主に上巻ヤチホコの歌物語に見える「甚為嫉妬」と、中巻仲哀天皇条に見える「謂為詐神」について論じた。従来の研究者たちは、「為」をスト訓み、「甚為嫉妬」をハナハダウハナリネタミシキ、「謂為詐神」をイツハリヲスルカミトオモフの如き訓み方をしているが、しかし、「甚為」と「謂為」は、漢籍資料（特に漢訳仏典）によく見られる表記であり、「為」の字は「甚」といった程

度を表す副詞の後ろに付く場合は、あくまで語意を強める機能を働かせるものであり、「為」をスと訓む必要はない。ここでは、「甚為」の二字を一つの語と看做し、「甚為嫉妬」は、非常に嫉妬深いという意味であることを論じた。

また、「謂為詐神」の「謂為」は、「以為」^{オモフ}とは意味の近い言葉で、もともと、「謂」も「以」もオモフの意を有する文字であり、現代日本語で言えば、〜と思う、の意であるが、「謂為」は、現代日本語で言えば、〜であると思う、の意になる。したがって、この「為」の字も、「甚為」の「為」と同じく、あくまで語意を強めるものであり、「為」をスと訓む必要はない。「謂為」は、オモフと訓むべきであるという結論に至った。

第五章「国譲り神話の「治」、及び第六章「国譲り神話の「天之御舍」」では、国譲り神話の「於_二底津石根_一宮柱布斗斯理、於_二高天原_一氷木多迦斯理而、治賜者」の「治」と、「如此之白而、於_二出雲国之多芸志之小浜_一、造_二天之御舍_一」の「天之御舍」との二つの側面から国譲り神話の解釈を試みた。従来、「治」の意味をめぐって、造営するの意かマツルの意かで意見が分かれている。漢籍資料において、「治」の字は造営するの意で使用される例が多いが、『古事記』において、建物を造営を書くときに、「造」「作」などの字を使

うのが一般的であり、「治」の字を使う確実な例を見ない。一方、「治」の字は、マツルの意として使用される例は、『古事記』上巻オホクニヌシ国作りの場面や、『常陸国風土記』『播磨国風土記』逸文にも見られ、さらに、国譲り神話の文脈を考えると、ここもやはりマツルの意として解すべきものであると論じた。「治」の字は、マツルの意として用いられるのは、漢文には例がなく、日本独自の使い方である。

また、「天之御舍」については、従来、誰が何のために造ったものなのかについて議論されてきた。宣長は、天つ神側がオホクニヌシのために造った住居とし、西宮一民氏などは、オホクニヌシが天つ神側の諒解を得て自分の住居を造ったとするが、一方、オホクニヌシ服属論を支持する立場として、『新編全集』などは、オホクニヌシが服属の意を表すために殿舎を建てたとしている。そこで、まず「如此之白而」の訓みについて考察した。従来、この文字列をカクマヲシテと訓んだが、カクマヲスは一般的に「如此白而」と表記され、「之」の字がない。「如此之白而」の訓みをコノマヲシノゴトクシテに修正することによって、「天之御舍」を建てた主語は天つ神側と論じた。さらに、中巻垂仁記に見える出雲大神（オホクニヌシ）の「修理我宮」の記事や、『日本書紀』『出雲国風土記』などにオホクニヌ

シのために住居を建てたと記してあることなどから、当該箇所もやはり、「天之御舎」を天つ神側がオホクニヌシのために造った住居と看做すべきだと論じた。

終章では、以上の六つの章の結論をまとめて、且つ、今後の課題を示した。